

## 認可地縁団体について（概要）

### 1 認可地縁団体とは

町内会や区の中で市長の認可を受けた団体を認可地縁団体と呼ぶ。

### 2 認可地縁団体になるメリット

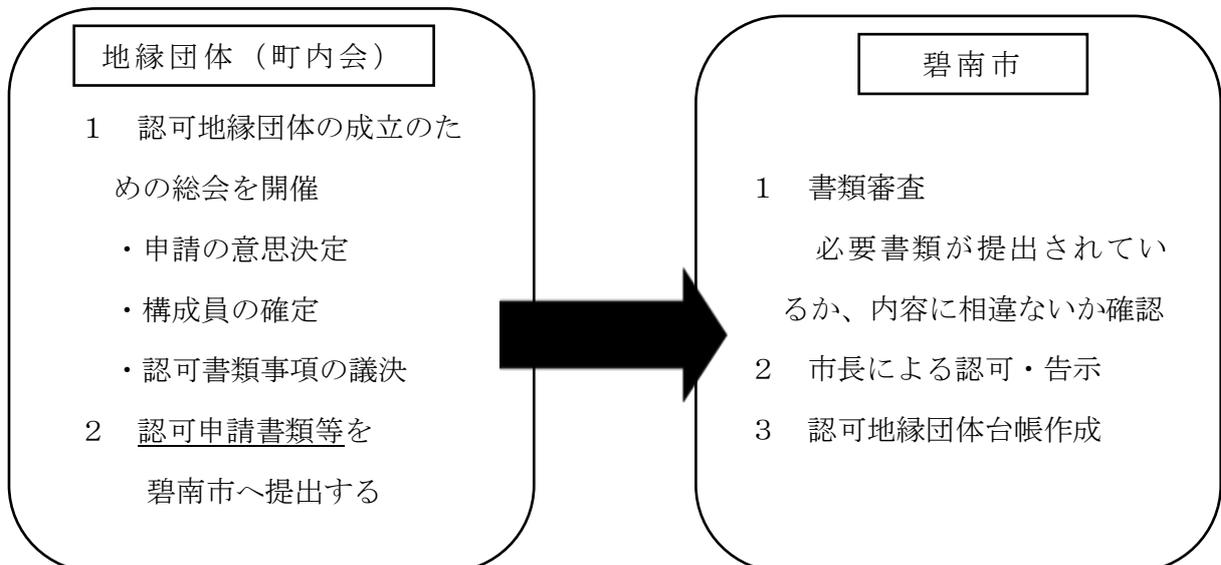
(1) 認可地縁団体名義（町内会や区の名義）で、土地、建物の登記ができるようになる。

例えば、区の土地として、区の共通財産として認識されている土地があったとしても、登記上は個人の所有になっているような場合がある。このような場合、所有者が死亡した場合に所有権をめぐるトラブルになるケースもある。しかし、認可地縁団体になっていると認可地縁団体の名義で財産を登記できるので、このようなトラブルを防ぐことができる。

(2) 不動産等の保有に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的且つ継続的に果たすことができるようになる。

- ① 継続した活動基盤の確立
- ② 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化
- ③ 法律上の責任の所在の明確化
- ④ 個人財産と法人財産との混同防止
- ⑤ 対外的な信用の獲得等

### 3 申請から認可までの手順



#### 4 認可申請書類等

(1) 認可申請書（地方自治法施行規則様式）

(2) 規約

目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていること。

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類  
（総会議事録）

(4) 構成員の名簿

(5) 地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業活動報告書）

(6) 申請者が代表者であることを証する書類（就任承諾書）

#### 5 碧南市が行う手続き

市長による認可及び告示、認可地縁団体台帳の作成（市が作成、保管）

#### 6 告示後に碧南市が行うこと（必要がある時に認可地縁団体から申請を受けて）

(1) 認可地縁団体証明書の交付

(2) 認可地縁団体の印鑑登録・証明書の発行

#### 7 認可地縁団体の義務

認可地縁団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(1) 告示事項(名称、目的、区域、事務所所在地、代表者の氏名及び住所など)に変更があった場合は市に届け出なくてはならない。

(2) 規約の変更があった場合は、市の認可を受けなければならない。

(3) 毎年1月から3月までの間に財産目録を作り、事務所に備えなければならない（市への報告は不要）。

(4) 構成員の名簿を備え置き、変更があるごとに必要な変更を加えなければならない（市への報告は不要）。

(5) 総会の開催

認可地縁団体の代表者は少なくとも毎年1回構成員の通常総会を開催すること。